

仮称 富士見市みんなで取り組む食育推進条例（案）概要

近年の社会経済構造や価値観・ニーズ等の変化にともない、『食育』はいのちをつなぐ要素、心身の健康を醸成^{じょうせい}する要素として一層重要となっています。

また、『食育』は、食育基本法の前文において、「生きる上での基本であって、教育の三本柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」と位置づけられています。

そこで、富士見市民一人一人が、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を推進することにより、健康で豊かな富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進を目指すことを目的に（仮称）富士見市みんなで取り組む食育推進条例を制定します。

条文の要旨

第1条（目的）

食育の推進により、活力ある富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進を目指します。

第2条（定義）

本条例における「食育」、「食」、「教育関係者」、「子育て関連施設関係者」、「保健医療関係者」、「農業者」、「食品関連事業者」、「地産地消」、「食生活改善推進員」について用語の定義をしています。

第3条（基本理念）

食育を推進するための基本理念について、5つの事項を定めています。

第4条～第10条（責務、役割）

市の責務及び市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者、食品関連事業者の役割について定めています。

第11条（基本的施策）

食育の施策に関する8つの基本的な事項について定めています。

第12条（行動計画の策定）

食育の施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定することを定めています。

第13条（財政上の措置）

食育に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置について定めています。